本書面は、公開用として、原告(訴えた人)を除き、実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。 人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した訴状そのままです。

平成 18 年 (ワ) 第 7 5 8 3 号損害賠償等請求事件

原 告 戸崎 貴裕

被 告 (被告 A 氏名) 外 2 名

上申書

請求の原因に対する答弁期限決定の申し立て

平成 18 年 6 月 12 日

東京地方裁判所民事25部 御中

原 告 戸崎 貴裕 🗊

1 本日まで、被告らより、請求の原因に対する答弁は一切なされておりませんが、請求の原因に対する答弁が、被告代理人の希望による次回期日(平成18年7月18日)直前、当日またはそれ以降になされる事態になった場合、被告らへの訴状送達日(平成18年5月2日)より2ヶ月半余も過ぎることとなります。また、本事件は医療過誤の側面を含む事件であり、医療過誤事件の経験則上、武器が対等ではなく、被告らによる事実の捏造が行われる可能性が皆無ではないとも考えられます。つきましては、被告らによる請求の原因に対する答弁の提出期限を決定いただきたく、お願い申し上げます。原告といたしましては、遅くとも平成18年6月27日(訴状送達日より8週間後)を期限として希望いたします。公平かつ速やかに進展いたしますよう、訴訟指揮いただけますよう、お願い申し上げます。

以上